

# 大乘の権・実についての再検討

多田修

## 序

日本や中国では、大乘を権・実に分類する例が見られる。「権大乘」について辞典ではおおむね、一切皆成を説く宗派が実大乘、そうでない宗派が権大乘であり、華嚴宗・天台宗が実大乘、法相宗・三論宗が権大乘というように説明される。<sup>(1)</sup>しかし、一切皆成<sup>(2)</sup>実大乘、五姓各別<sup>(3)</sup>権大乘という区分は、必ずしも適切とは言えない。なぜなら、三論宗も一切皆成を説くからである。<sup>(2)</sup>

そこで本稿では、大乘仏教を権・実に分ける用例を検討し、いかなる基準で権・実が分類されていたかを探っていく。

## 大乘を権・実に分ける例

・浄影寺慧遠(五二三―五九二)

大乘を権・実に分けた例は、管見の限りでは浄影寺慧遠に始まる。

印度學佛敎學研究第六十四卷第一号 平成二十七年十二月

## 『大乘義章』卷九

然大有<sup>レ</sup>二。一者実大、二者権大。：(中略)：何者実大。如<sup>レ</sup>華嚴等所説<sup>レ</sup>是也。彼説<sup>下</sup>菩薩実修<sup>二</sup>一切十三住中無漏真徳<sup>一</sup>、息<sup>レ</sup>除妄想<sup>レ</sup>証<sup>レ</sup>性成仏<sup>上</sup>。故名<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>実。何者権大。如<sup>レ</sup>彼三乘別敎之中所説<sup>レ</sup>是也。彼説<sup>下</sup>菩薩三阿僧祇但修<sup>二</sup>有漏六波羅蜜<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>習<sup>二</sup>諸地無漏真徳<sup>一</sup>、度<sup>二</sup>三僧祇<sup>一</sup>、次於<sup>二</sup>百劫<sup>一</sup>修<sup>二</sup>相好業<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>最後身<sup>一</sup>修<sup>二</sup>世八禪<sup>一</sup>、厭離<sup>二</sup>煩惱<sup>一</sup>後觀<sup>二</sup>四諦<sup>一</sup>道樹成仏<sup>上</sup>。言不<sup>レ</sup>稱<sup>レ</sup>実故名<sup>二</sup>権大<sup>一</sup>。

大乘を権・実に分ける。その上で、「実大」は『華嚴経』などの説、「権大」とは三乗における大乘であり三劫成仏を説くものと規定する。ただしここでは、具体的な宗派の権・実を論じていない。

・法宝(六二七頃―七〇五頃)

## 『二乗仏性究竟論』卷一

諸経論権・実義例略有<sup>二</sup>六相<sup>一</sup>。一信謗罪福多少異。二所<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>説<sup>レ</sup>人勝劣異。三難解・易解淺深異。四仏自会<sup>レ</sup>積有無<sup>一</sup>異。五権・実相對前後異。六大・小不<sup>レ</sup>同半・滿異。三乘・一乘、五性・仏性二説

## 大乘の権・実についての再検討(多田)

相對亦有「六相」故知。「一乘仏性為<sub>レ</sub>實。三乘・五性是<sub>レ</sub>權」<sup>(4)</sup>  
 五姓各別説を採る教説を「権」とする。これは法相宗を権  
 大乘としたことになる。

・法蔵(六四三—七二二)

『大乘起信論義記』卷上

第四教所被機、説有二重。一約<sub>二</sub>權教。即五種姓中、菩薩種姓及  
 不定性。是此所<sub>レ</sub>為。余三非<sub>レ</sub>此。以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>分故。如<sub>二</sub>瑜伽等説。二  
 約<sub>二</sub>實教。一切衆生皆此所<sub>レ</sub>為。以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>皆當<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>菩提<sub>一</sub>故。<sup>(5)</sup>

「権教」とは、『瑜伽師地論』などの説のように、五姓各別  
 説をとる教であるとする。それに対して「實教」とは皆が  
 菩提を得る教であるという。ここでは、五姓各別説をとる  
 か一切皆成説をとるかで権教と實教を分ける。<sup>(6)</sup>

・智光(七〇九—宝亀年間(七七〇—七八〇))

『無量寿経論釈』

学<sub>二</sub>大乘一人、明<sub>二</sub>深密等、有相權教、妄通<sub>二</sub>諸波若等、究竟實教<sub>一</sub>。<sup>(7)</sup>

ここでの「深密等有相權教」とは、法相宗を指すと見てよい。  
 法相宗を「権」とするが、法宝などと基準を異にする。

・寿靈(奈良—平安初期)

『華嚴五教章指事』卷上末

言「何以故至嚴法門也」者。此亦約<sub>二</sub>時節異。明<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>一乘。若  
 約<sub>二</sub>法義。異相無量。略挙十義。明<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>撰<sub>レ</sub>一余准。一約<sub>二</sub>真如。唯

説<sub>二</sub>不變真如。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>隨緣真如。二約<sub>二</sub>心識。唯説<sub>二</sub>生滅一分。頼耶<sub>一</sub>。  
 未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>不生滅与<sub>二</sub>生滅。和合。理事無碍。頼耶<sub>上</sub>。三約<sub>二</sub>唯識。唯説<sub>二</sub>八  
 識相分影像一分。唯識。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>本・影無碍一心。円満唯識。四約<sub>二</sub>仏  
 性。唯説<sub>二</sub>五性差別有為行性。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>本覺平等無為仏性。五約<sub>二</sub>乘  
 門。唯説<sub>二</sub>三乘行・果各別。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>會<sub>レ</sub>三歸<sub>レ</sub>一平等一乘。六約<sub>二</sub>行  
 位。唯説<sub>二</sub>行布一相行位。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>円融無碍自在行位。七約<sub>二</sub>時節。  
 唯説<sub>二</sub>三阿僧祇。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>不可説僧祇劫。八約<sub>二</sub>空門。依<sub>二</sub>三無性。但  
 説<sub>二</sub>遍計空。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>依他・円成空。九約<sub>二</sub>仏身。唯説<sub>二</sub>智正覺一相小  
 分三身。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>三種世間。円融円満無碍十身。十約<sub>二</sub>相好。唯  
 説<sub>二</sub>八十随好一分。未<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>十蓮華藏微応相好。由<sub>二</sub>上諸義。以<sub>二</sub>深密  
 大乘。為<sub>二</sub>權教大乘。以<sub>二</sub>華嚴等。為<sub>二</sub>真教一乘<sub>一</sub>也。<sup>(8)</sup>

ここでは、五姓各別など一〇の理由をあげ、『解深密経』を  
 「権教大乘」、『華嚴経』等を「真教一乗」と呼ぶ。ここでは三  
 論宗の権・実については明言しない。

・徳一(？—八一七—八二一?)

『照権実鏡』(最澄による引用)

弘仁八年歲次丁酉二月日依<sub>下</sub>陸奥仏性抄判<sub>二</sub>法華<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>權且作<sub>二</sub>此鏡<sub>一</sub>  
 伏願同法早息<sub>二</sub>謗法罪<sub>一</sub>同人<sub>二</sub>一乘海<sub>一</sub><sup>(9)</sup>

徳一が『仏性抄』において『法華経』を「権」と判定した  
 と記す。

・最澄(七六六または七六七—八二二)

『守護国界章』卷下之中

準<sup>二</sup>此經文<sup>一</sup>者。四十年前說、權教故建<sup>三</sup>立<sup>四</sup>五種性之差別。四十年後教、是實教故一切有情皆悉成<sup>五</sup>佛。

『守護国界章』卷下之下

凡為<sup>二</sup>漸悟機<sup>一</sup>說。是權教也。為<sup>二</sup>頓悟<sup>一</sup>說。是實教攝。

五姓各別說を「權教」、一切皆成說を「實教」、また漸教を「權教」、頓教を「實教」と呼ぶ。これは『法華經』を「實」とする前提で、法相宗を「權」に分類したものである。

・義真(七八一—八三三)

『天台法華宗義集』

問。又分<sup>二</sup>別大・小<sup>一</sup>如何。答。藏教的屬<sup>二</sup>小乘<sup>一</sup>、通教通<sup>二</sup>於大・小<sup>一</sup>、別<sup>二</sup>円全是大乘<sup>一</sup>。問。又分<sup>二</sup>別權・實<sup>一</sup>如何。答。前三是權、後一<sup>二</sup>是實<sup>一</sup>。

藏・通・別の三教を「權」、円教を「實」と記す。これは最澄と同様、『法華經』を「實」とする位置づけが背景にある。

・安然(八四一—九一五頃)

『真言宗教時義』卷三

問。諸顯教中皆明<sup>二</sup>仏因仏果<sup>一</sup>。与<sup>二</sup>今因果<sup>一</sup>同異云何。答。顯教仏因仏果有<sup>二</sup>三。若毘婆娑<sup>三</sup>祇百劫之因、三十四心断<sup>レ</sup>結成<sup>レ</sup>仏之果、是仏小乘方便之說。天台名<sup>二</sup>為<sup>三</sup>三藏教仏因仏果、華嚴名<sup>二</sup>小乘教仏因仏果。法相呼<sup>二</sup>二乘曲見<sup>一</sup>、三論<sup>二</sup>為<sup>三</sup>丈六身仏。若般若中乾慧十地三乘共行之因。其中菩薩至<sup>二</sup>第十地<sup>一</sup>一念相応慧断<sup>レ</sup>結成<sup>レ</sup>仏之果。瑜

大乘の権・実についての再検討(多田)

伽論三阿僧祇之因、四智心品之果。是仏權大乘中方便之說。天台名<sup>二</sup>大乘通教仏因仏果、華嚴名<sup>二</sup>大乘始教仏因仏果、法相以<sup>二</sup>為<sup>三</sup>究竟真實仏因仏果。若撰大乘論七阿僧祇之因、尊特身仏之果、瓔珞經中五十一位之因、三身十身之果、天台名<sup>二</sup>別教仏因仏果、華嚴名<sup>二</sup>終教仏因仏果。是仏權大乘中方便之說。三論以<sup>二</sup>為<sup>三</sup>究竟真實仏因仏果。此等顯教仏因仏果与<sup>二</sup>今真言仏因仏果<sup>一</sup>大異。若大論中神通乘行一念即到之因、三智一心虚空<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>座之果、是仏真實一乘之說。天台名<sup>二</sup>円教仏因仏果、華嚴名<sup>二</sup>円教仏因仏果。此秘密教仏因仏果、与<sup>二</sup>今真言仏因仏果<sup>一</sup>同<sup>三</sup>義<sup>四</sup>。

仏因仏果について論ずる。ここでは、顯教は小乗・法相宗・三論宗であり、密教は天台宗・華嚴宗・真言宗であると述べる。その中で、法相宗と三論宗の說を「權大乘中の方便の說」と記す。筆者が確認する限り、これが法相宗と三論宗の両者を權大乘と明記する初出である。ここでは密教が真實、顯教が權大乘とされる。密教と顯教を峻別する基準について、次のように記す。

『真言宗教時義』卷四

教有二種。一顯示教。三祇成仏故。彼教中若超、若經、皆是方便。二秘密教。一生成仏故。此教中即身為<sup>レ</sup>實歷劫<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>權。

三劫成仏を説くのが顯教、即身成仏を説くのが密教とされる。『真言宗教時義』では、三論宗と法相宗は三劫成仏を説くと記される。すなわち、法相宗と三論宗は三劫成仏を説く顯教であり權大乘、天台宗・華嚴宗・真言宗は即身成仏を説く

## 大乘の権・実についての再検討(多田)

密教であり真実、ということになる。

もつとも、大乘を権・実に分ける基準、そしてどの宗派を権大乘に当てはめるかは、安然以降も一定しない。源信(九四二—一〇一七)は、天台宗と三論宗は、『法華経』の一仏乘を真実、五姓各別を説く教えを方便とすると述べる。<sup>(16)</sup> 親鸞(一一七三—一二六三)は法相宗を「権教」と呼ぶが、五姓各別を説くことを理由とするのではない。<sup>(17)</sup>

顕智(一二二六—一三二〇)は、毘曇宗(俱舍宗)・成実宗・律宗を小乘、法相宗・三論宗を権大乘、天台宗・華嚴宗・真言宗を実大乘に分類する。ただし三論宗と天台宗の註記が同文であり、法相宗の註記も類似している。<sup>(18)</sup> 凝然(一二四〇—一三二二)は法相宗・三論宗を権大乘に位置づける。<sup>(19)</sup> ただしその基準は、安然のそれと異なり、五教十宗判と、権・実の区分を組み合わせたものである。<sup>(21)</sup>

## 結

大乘を権・実に分ける基準は多様であるが、おおむね以下の三種に大別できる。

- 一、三劫成仏を説く三論宗・法相宗を権、即身成仏を説く天台宗・華嚴宗・真言宗を実とするもの。これは慧遠『大乘義章』の影響を推定できる。ただし、具体的な宗派の区分として用いるのは安然まで下る。

二、五姓各別を説くことを理由として、法相宗を権とするもの。法宝が初期の例である。

三、華嚴宗の五教十宗判と権・実の区分を組み合わせ、始教である法相宗・三論宗を権、終教以上を実としたもの。五教十宗判と、権・実の区分は、どちらも法蔵が施している。ただし両者を結びつけたのは凝然まで下る。

大乘の権・実とは、仏性に関する論において言及される傾向にある。しかし、これと別の文脈で語られる例が少なくない。したがって、大乘の権・実の区分について見直しが必要であり、安然が一つの契機になったと指摘できる。

- 1 望月(一九三六)一三六八—一三六九頁、織田(一九五四)五八二頁、中村(二〇〇一)五二七頁、中村他(二〇〇二)三五六頁、参照。
- 2 吉蔵『法華玄論』巻一(大正三四・三六七上)は、『中論』巻四(大正三〇・三四上)や『大般涅槃経』(「北本」巻二八、大正一一・五三二上。「南本」巻二六、大正一一・七七七上)を引用し、悉有仏性を説く。ただし、吉蔵の教学が一切皆成ではないとする説が提唱されている(末光一九八七)。
- 3 大正四四・六四八中—下。以下、引文には返り点を付して筆者の読みを示す。また必要に応じて筆者の責任で傍線を付す。
- 4 浅田正博「石山寺所蔵『一乘仏性究竟論』巻第一・巻第二の検出について」(『龍谷大学論集』第四二九号、一九八六、八八頁)。
- 5 大正四四・二四三下。

- 6 権・実の基準について、法宝と法蔵の見解は合致する。これについては小野嶋(二〇一〇)に詳しい。
- 7 服部純雄「智光撰『無量寿経論釈』稿(復元資料)」(『浄土宗学研究』第一五・一六合併号、一九八六、二〇六頁)。
- 8 大正七二・二二三上―中。
- 9 仏全二四・五六上―下。
- 10 大正七四・二二八中。
- 11 大正七四・二三九中。
- 12 大正七四・二六八上―中。
- 13 大正七五・四二四中―下。
- 14 大正七五・四四五下。
- 15 安然『真言宗教時義』巻一(大正七五・三九三上)、同巻二(大正七五・三九九中)。法相宗と三論宗が三劫成仏を説くことは、『成唯識論』巻一〇(大正三一・五四下、新導本・巻一〇・六頁)、『大乘玄論』巻四(大正四五・五一中―五二上)に、天台宗・華嚴宗・真言宗が即身成仏を説くことは、『法華文句記』巻八之四(大正三四・三二四中)、『華嚴一乘成仏妙義』(大正四五・七七九下―七八二上)、『菩提心論』(大正三二・五七二下)に見られる。
- 16 源信『一乗要決』巻下(大正七四・三六八中)。
- 17 親鸞『末灯鈔』第一通(大正八三・七一―中、真聖全二・六五七)。
- 18 顕智『大名目』(大正八三・八三三中)。
- 19 凝然『梵網戒本疏日珠鈔』巻三七(大正六二・一八七下)。
- 20 法蔵『華嚴経探玄記』巻一(大正三五・一一五下―一一六中)によれば、法相宗と三論宗が始教に当たる。

大乘の権・実についての再検討(多田)

- 21 法蔵『大乘起信論義記』巻上(大正四四・二四三下)。註5参照。  
 〈参考文献〉  
 望月信亨『望月仏教大辞典』第二卷(世界聖典刊行協会、一九三六)  
 織田得能『織田仏教大辞典』(大蔵出版、一九五四再刊)  
 末光愛正「吉蔵の成仏不成仏観」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』第四五号、一九八七、二七五―二九一頁)  
 中村元『広説仏教語大辞典』上巻(東京書籍、二〇〇一)  
 中村元他編『岩波仏教辞典』第二版(岩波書店、二〇〇二)  
 小野嶋祥雄「法宝と法蔵の著作間における一致——三一権実論争との関連において——」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第三二集、二〇一〇、三一―四七頁)  
 〈キーワード〉 権大乘、一切皆成、五姓各別、即身成仏、三劫成仏  
 (浄土真宗本願寺派総合研究所研究員)